

○鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例

平成23年3月31日条例第18号

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例をここに公布する。

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自主的な防犯活動を行っている団体をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(基本理念)

**第3条** 市及び市民等（市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）は、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの責務及び役割を果たし、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

2 市及び市民等は、地域の状況及び地域住民の意向を踏まえ、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて、それぞれの役割の中で互いに連携し協力して推進するものとする。

3 市及び市民等は、自由と権利を不当に侵害しないように配慮し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発及び広報活動

- (2) 自主的な防犯活動に対する用具の提供及び犯罪被害防止のための助言等
- (3) 犯罪を起こさせにくい視点を取り入れたまちづくりへの施策実施による環境整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

- (1) 子ども及び高齢者等の安全の確保
- (2) 地域の実情及び特性に応じた安全性の向上
- (3) 市民等及び関係機関等との連携

(市民の役割)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自ら安全の確保に努め、地域における防犯活動に自主的に取り組み、市、自主防犯活動団体、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(自主防犯活動団体の役割)

**第6条** 自主防犯活動団体は、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、地域の実情及び特性に応じた活動を通じ、市、市民、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら安全の確保に努め、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、市、市民、自主防犯活動団体、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

**第8条** 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有し、管理し、又は占有する土地、建物その他の工作物に関し、自ら安全の確保に努め、市、市民、自主防犯活動団体、事業者及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(計画の策定)

**第9条** 市長は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、鎌倉市安全安心まちづくり推進計画を策定するものとする。

(安全安心まちづくり推進協議会の設置)

**第10条** 市長の附属機関として鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を目的とした基本的事項又は重要事項を調査し、審議するものとする。
- 3 協議会は、委員22人以内をもって組織する。
- 4 委員は、自主防犯活動団体及び関係機関等の代表者並びに市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年6月5日に策定された鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランは、第9条の規定により定められた鎌倉市安全安心まちづくり推進計画とみなす。